

第3回宮津市水道使用料金等審議会 事務局説明要旨

1 前回（第2回）審議会での委員からの質疑に対する回答

1) 高料金対策に係る一般会計繰出金の基準について

○資料1のとおり

2) 30%を超える料金改定を行った他市町村での市民等の反応について

○京都府内で条件に該当する2つの市町村に対し、ヒアリングを実施した。

○相手方からの回答は以下のとおり。

- ・料金改定の理由は、一般会計からの基準外の繰出を無くし、水道事業の料金収入による独立採算での事業運営に移行するため。
- ・議会の全員協議会等で説明を行ったが、記憶に残るような厳しい反対意見はなかった。
- ・料金改定後についても、経営状況等について広報させていただいた結果か、大きな反対はなかった。

2 水道使用料金等の見直しについて（追加資料の説明）

○資料2について（第2回審議会 資料5の差し替え）

- ・前回の審議会において、10年後における料金の状況が知りたいとの意見があった。
- ・前回配布の「資料5」に「現行料金との比較」という項目を追加した。
- ・10年後の料金の状況として、5年ごとに料金改定を実施した場合、現状のシミュレーションでは、現行料金の170.24%になると予測している。
- ・将来の料金の状況については、社人研の人口推計などを踏まえた現時点でのシミュレーションにおける想定であることを考慮し、審議の参考としていただきたい。

○料金体系及び基本料金と従量料金のバランスについて（資料3～資料5）

- ・本市の水道使用水量の傾向から、現在本市では、基本料金＋従量料金（使用水量が増加するごとに単価が増加）となる逡増型料金体系を採用している。
- ・近隣市町でも採用されている料金体系であり、今回の料金見直しでは、料金体系の変更は検討していない。
- ・基本料金と従量料金のバランスについては、水道水の原価（費用）を「需要家費」「固定費」「変動費」に分解し、水道の使用量とは関係なく発生する経費については基本料金で、水道の使用量に応じて増減する経費については従量料金とする考え方が一般的である。
- ・この考え方にに基づき、今後3年から5年間にかかる費用を分解し、基本料金の適正額を算定すると、3年ごとに料金見直しを実施する場合、現行の基本料金「1,048円」に対し、「1,692円」と61.45%の増、5年ごとに料金見直しを実施する場合、「1,728円」と64.89%の増となる。
- ・料金改定後の基本料金と従量料金のそれぞれの増加額について、基本料金の改定率に応じて、どのように従量料金が増加するかを示した資料が「資料5」となる。

○前回配布資料及び今回配布資料に基づき、料金見直しの検討時期（3年ごと～5年ごと）及び基本料金と従量料金のバランスの2点について、ご審議いただきたい。